

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：74331

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25360061

研究課題名(和文) 権利アプローチによる女性のエンパワメント実現に向けた実践的枠組の構築

研究課題名(英文) Constructing A Practical Framework For Women's Empowerment Through Rights-Based Approach

研究代表者

三輪 敦子 (Miwa, Atsuko)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・研究員

研究者番号：90414119

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：国連機関やNGOの多くが「開発における権利・人権アプローチ(権利アプローチ)」を採用するようになっているが、特に女性の権利に関しては、「伝統」や「文化」を理由とする反発も根強く、文化の多様性や特異性に配慮した丁寧な取り組みが求められる。

本研究では、「権利アプローチ」に基づいて活動するインドのNGOの協力を得てフィールド調査を実施し、女性たちが、「伝統」「文化」を理由とする抵抗に対し、どのような戦略を駆使し対応・克服しているかに関する知見を得た。「対話を通じた協議・調整」を促進する丁寧なコミュニケーションや、権利意識を共有する親密なネットワークの支援が重要な役割を果たすことが理解できた。

研究成果の概要(英文)：Human Rights-Based Approach to Development, which has been adopted by many UN agencies and international NGOs, faces challenges especially when it deals with realization of women's rights. Reactions and oppositions in the name of "tradition" and "culture" sometimes lead to harsh and adverse effects on the life of women and therefore carefully designed deliberate interventions that take into account of multiplicity and specificity of given culture are especially important.

In this research, a field survey was undertaken at a NGO in India which has assisted rural women through rights-based approach and strategies that women take in order to overcome the oppositions in the name of "tradition" and "culture" were analyzed. Resilient communication skills that facilitate consultation based on constructive dialogue and assistance of network of people who share awareness and consciousness of rights play a vital role for women to advocate for their own rights.

研究分野：ジェンダー研究、開発学、人権

キーワード：ジェンダー 開発 人権 エンパワメント 権利アプローチ

1. 研究開始当初の背景

権利アプローチは、国連機関や国際 NGO を中心に、規範的な地位を獲得するようになってきているが、その展開には課題も多い。女性のエンパワメントとの関連では、以下の 2 点の課題が重要である。

【課題1】方針の変化としては理解されていても、開発の現場において、これまでとは異なるアプローチとして具体的に実践され、その意義と有効性が実証的に理解されるという状況には至っていない。「ニーズの実現」を「権利の実現」と言い換えるだけで、実際の活動には変化がない場合も存在する。

【課題2】加えて、女性が権利を実現しようとする際には、地域や家族内の権力関係への異議申し立てにつながる場合があり、そのことがこれまでの人間関係への脅威と捉えられるために、様々な抵抗や反発が示されることがある。こうした抵抗や反発は、多くの場合、地域の「文化」や「伝統」に反するという理由で示される。女性の人権の実現が、否定的にしか理解されない事態は、権利の普遍性ならびに女性差別撤廃条約の原則、さらに権利アプローチの理念や人間の安全保障概念とは相容れないものであるが、様々な国と地域の現実でもある。さらに、近年、インドを含む様々な場所で顕在化している原理主義的な傾向が、こうした事態に拍車をかけている。

今回、本研究で取り組むのは、上記(3)の課題2をどのように克服できるかという問題である。女性の権利の実現が「地域の権力関係や人間関係への脅威」と捉えられ、「文化」「伝統」の否定という理由で抑圧されるような状況を具体的に乗り越える枠組と方策を提示することが、女性のエンパワメントという観点から不可欠であるからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、権利アプローチが具体的に女性のエンパワメントに結びついているかどうかを、インドにおける実践事例を詳細に分析することにより検証し、実践例から導き出される教訓と課題を踏まえ、地域固有の文化的歴史的な文脈のなかで同アプローチが有効に機能するためのプロセスと戦略の検討をおこない、実施にあたってのガイドラインの策定を含め、権利アプローチの効果的実践を可能にする枠組の構築をおこなうことである。

3. 研究の方法

本研究は、3年間で実施する。平成25年度は、これまでの研究の成果を踏まえ、さらに広汎な文献調査をおこなうことにより、権利アプローチの有効な展開のための枠組についての仮説の構築に努力を傾注すると同時に、インドにおける現地調査の調査方法と調査内容の確定をおこなう。

平成26年度は、インドにおける第一回目の調査を実施し、インタビュー調査等を通じて仮説の検証をおこない、仮説の有効性を検討し、必要であれば仮説の再構築をおこなうと同時に、権利アプローチの実践的展開に向けた枠組の策定を開始する。平成27年度は、インドでの追加調査を実施し、権利アプローチの実践的展開のための枠組の有効性を検証・確認し、権利アプローチの効果的実践のためのガイドラインの策定ならびに枠組の構築を完成させる。

4. 研究成果

本研究では、「権利アプローチ」に基づいて活動するインドの NGO の協力を得てフィールド調査を実施し、女性たちが、「伝統」「文化」を理由とする抵抗に対し、どのような戦略を駆使し対応・克服しているかに関する知見を得た。また、インドで得た調査結果を、より普遍的な実践的枠組みに結びつけるために、アフリカで開発され、世界各地で実施されている HIV / エイズ予防研修である「ス

「ステップ・ストーンズ」研修の実践例や、女性差別撤廃条約を活用することにより雇用差別裁判を闘った日本の女性たちの経験を重ねあわせて分析・検討し、研究の目的である「権利アプローチを通じた女性のエンパワメントのための実践的枠組み」を構築するための作業をおこなった。

分析からは、「建設的な対話 (dialogue) を通じた協議 (consultation) と調整 (coordination) 」を促進するための丁寧なコミュニケーションや、権利意識を共有する親密なネットワークの存在と支援が重要な役割を果たすことが理解できた。これは、先行研究 (メリー) が指摘する、「アイデンティティの変容にまつわる重大な境界線」を越え、「権利を有する自律的な主体」となるための主体の「重ね着」と共通する部分がある。また、そうした「自律的な主体」が権利を実現するには「法」あるいは「(権利保障の) 義務保持者」との経験が重要な役割を果たす。これらを促進するためには、「権利と平等の問題」を課題化し広く共有化する「翻訳者」の存在も重要である。

引用文献

Merry, Sally Engle (2006) *Human Rights and Gender Violence: Translating international law into local justice*, The University of Chicago Press.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

三輪敦子 「『権利アプローチ』と個々人のエンパワメント」『法社会学』第 82 号、2016 年、pp.128-139。

三輪敦子 「安保理決議 1325 号と関連決議の実施を通じた『女性と平和・安全保障』の課題への取り組みの現状と課題」『研究紀要』(公財) 世界人権問題研究センター、第 19 号、2014 年、査読有り、pp.1-37。

三輪敦子 「権利の普遍性を文化の特異性に架橋するための実践的枠組の検討」『研究紀要』(公財) 世界人権問題研究センター、第 18 号、2013 年、査読有り、pp.1-20。

MIWA, Atsuko, "Engendering the Judiciary – Lessons from the Philippines" in Ulrike Shultz and Gisela Show (eds.) "Gender and Judging", 2013, Hart Publishing Ltd., 査読有り pp.543-555.

[学会発表] (計 2 件)

三輪敦子、「『権利アプローチ』と個々人のエンパワメント～地域的文脈を踏まえた権利支援のために」単独報告、日本法社会学会 2015 年学術大会企画関連ミニシンポジウム II 「権利の実質化の条件」、首都大学東京、2015 年 5 月 10 日。

MIWA, Atsuko 「Far Too Slow: Advancing Gender Justice in the Wilderness of "Public Order and Good Morals"」単独報告、2014 年、International Working Group for Comparative Studies of the Legal Professions, Workshop of International Working Group for Comparative Studies of the Legal Professions, Frauenchiemsee, Germany.

[図書] (計 3 件)

三輪敦子 『アフリカの女性とリプロダクション』2016 年、晃洋書房、編著者：落合雄彦、共著者：宮脇幸生、中村香子他 8 名、「アフリカにおけるジェンダー視点にもとづく権利アプローチを通じた HIV / エイズ予防への取り組み～ステップ・ストーンズ研修の成果と可能性」担当 (pp.197-222)

三輪敦子 『地球市民の人権教育-15 歳からのレスンプラン』2015 年、解放出版社、共著者：肥下彰男、阿久澤麻理子、松波めぐみ他 6 名、「女性差別撤廃条約・ジェンダーとは？-私らしさを大切にするために」担当 (pp.67-79)

三輪敦子 『世界の社会福祉年鑑 2015 : ジェンダーと社会福祉』2015 年、旬報社、編集代表：小谷眞男、後藤玲子他、「UN Women (国連ウイメン) 」担当 (pp.429-448)

[産業財産権]
出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三輪 敦子 (MIWA, Atsuko)
(公財)世界人権問題研究センター・嘱託
研究員
研究者番号：90414119

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：